

令和 8 年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務
に係る企画提案書作成のための仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務

2 目的

令和 6 年度の本県の市町村国民健康保険における医療費は、生活習慣病関連疾患が上位を占めている。生活習慣病の重症化は、糖尿病性腎症による人工透析、脳血管疾患、心疾患等の重篤な疾患のリスクを高め、患者の QOL 低下を招くとともに、医療費を大きく押し上げる要因となっている。持続可能な医療保険制度を維持するためには、生活習慣病を早期に発見し、適切な治療や保健指導により発症・重症化を予防することで、医療費適正化を図ることが重要である。

令和 6 年度特定健康診査受診者のうち要医療判定者は、約 31,000 人（受診者の約 57%）に上るが、医療機関を受診せずに放置したり、治療を中断している者（以下「ハイリスク者」という。）が一定数存在するため、ハイリスク者の傾向分析及び市町村におけるより効果的な医療機関への受診勧奨手法の開発・実証を行うことで、ハイリスク者を医療へつなぐとともに、市町村が自立して活用できる標準モデルを構築することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 対象市町村数及び対象者数（上限）

県内 15 市町村（以下「対象市町村」という。）を上限とする。

対象市町村における 40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者であって、特定健康診査受診の結果、要精密検査・要治療の対象となった者のうち、対象市町村が選定したハイリスク者を本業務の対象者（以下「対象者」という。）とするが、対象者の選定基準及び除外基準については、和歌山県（以下「県」という。）及び対象市町村と協議の上、設定するものとする。

○対象者数（上限）：計 300 人

5 業務内容

受託者は、対象市町村が行う生活習慣病保有者に対する医療機関への受診勧奨について、以下のとおり対象市町村と随時協議しながら実施すること。

(1) 定期勉強会の開催

県及び対象市町村向け勉強会を次表のとおり 3 回以上開催すること。

なお、開催方式については、対面方式又はオンライン方式のいずれでも実施可能（ハイブリッド方式も可）とするが、対面方式で実施する場合、会場の手配等必要な準備及び費用は、受託者が全て負担すること。

開催時期	説明内容
(2) から (4) までで実施するデータの入手・分析等の前	・ 同意取得及びデータの受渡方法を含む事務手順 ・ データ分析の方法及び考え方
(5) で実施する通知物のデザイン・作成の前	・ データ分析の結果 ・ 通知デザインと分析結果の関係性 ・ 行動変容学、ナッジ理論の基礎 ・ 効果的なデザインの手法
(8) 及び (9) で実施する事業評価方法の設計・評価支援、一連の業務実施マニュアル作成	・ 一連の業務実施に関するマニュアルの説明 ・ ロジックツリーの考え方

(2) 使用データの入手

対象市町村の同意を得た上で、下記の使用データを入手すること。ただし、データの受渡しに当たっては、セキュリティ便又は LGWAN 回線を利用すること。

なお、その費用及び必要な事務は受託者が負担することとし、受渡方法について提案すること。

また、同意取得に当たって、個人情報取扱いに係る文書の締結が必要となる場合は、対象市町村の要望に応じて個別に対応すること。

【使用データ】

- ・ 対象者の特定健診等データや、治療状況・受診状況等が把握できる KDB やレセプトデータ（直近5年分）

(3) データセットの準備

(2) のデータを使用の上、生活習慣病の治療通院開始や治療中断に至る関連因子を探索し、未治療者や治療中断者の特性分類を分析するためのデータセットを用意すること。

(4) データ分析

(3) のデータセットを基に、特定健診結果から生活習慣病の基準に該当する方のうち、医療機関での治療開始又は通院抵抗性に関連する因子や治療中断へ至る関連因子の探索、未治療者（治療中断者）における対象者特性の分類等について医療統計手法として妥当な方法での検討を行うこと。その他、有効な受診勧奨通知の作成に活かすことができる分析を実施すること。

(5) 通知物のデザイン・作成

(4) の結果を踏まえ、対象市町村と協議の上、対象者特性のセグメントに合わせて、受診行動・行動変容が最も起こりやすいと思われる受診勧奨通知をデザインし、作成すること。ただし、行動変容理論や行動心理学等の学術的な裏付けの基に説明可能であることを意識して通知物を作成するものとする。

通知物は、県及び県内市町村が次年度以降も継続して使用可能なものとするため、PDF形式のほか、編集可能なファイル形式（Microsoft PowerPoint 又は Microsoft Word 等）で県及び対象市町村に対して納品すること。

(6) 通知物の発送

対象市町村と協議の上、通知物の印刷及び発送準備を行い、対象者に発送すること。

(7) 電話による受診勧奨

(6) の通知送達後、対象市町村と協議の上、次のア及びイのいずれの要件も満たす者が、対象者に対して電話による医療機関への受診勧奨を行うこと。

ア 生活習慣病の病態及び治療方法について、必要な知識・技術を習得している者

イ 受診勧奨経験が豊富な保健師、看護師、管理栄養士、理学療法士等の医療専門職に係る国家資格を有する者

(8) 事業評価方法の設計・評価支援

事業の評価設計（ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム等）の企画提案を行うこととし、医療費適正化効果や疾病発症予防効果などのアウトカムを含むインパクトロジックモデルを用いて提案すること。また、対象市町村が実際に評価を行う際、必要なデータや分析等の支援を行うこと。

(9) 一連の業務実施マニュアル作成

本業務の一連の実施内容を踏まえて、市町村職員等が実務上活用可能なマニュアルを作成すること。

(10) 対象市町村からの個別相談

契約期間中、データ分析、通知物作成、受診勧奨等に当たって、対象市町村からの個別相談に応じること。

(11) 成果報告会での報告

(1) の勉強会と別に、県が令和9年3月に実施予定の全市町村に対する成果報告会に出席し、一連の業務実施状況について発表すること。（オンラインでの参加可）

(12) その他

ア 対象市町村との連絡体制の整備

業務実施に当たっては、対象市町村と連携・協議しながら進めることとし、進捗状況報告及び実績報告等、業務実施に必要な連絡が円滑に行える体制を整備すること。

イ 本業務に係る事務処理全般

本業務に関して対象市町村から事務処理の指示があった際は、県と協議し、その指示に従うものとする。

7 実績報告書等の提出

(1) 納品物

本業務終了後に、分析データ、勧奨通知、対象市町村へのレクチャー、対象者フォロー、一連の事業実施マニュアル作成、事業評価等実施したことを報告書としてまとめ、

納品すること。

(2) 実績報告書

(1) の納品物について県が確認及び了承した後、本業務の成果を記載した委託業務実績報告書を提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めること。

- ア 業務名
- イ 実施期間
- ウ 実施した業務内容
- エ 成果物の内容
- オ 業務完了日

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社である場合を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県及び対象市町村の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の 2 分の 1 未満でなければならない。

(2) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
なお、本業務終了後も同様とする。

(3) 経理

本業務に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明すること。

9 個人情報の取扱い

(1) 対象市町村が保有する個人情報の取扱いについては、対象市町村が定める個人情報取扱規程を遵守すること。

なお、対象市町村が保有するレセプトデータ、調剤データ等の個人情報の提供を受ける場合や行政機関等匿名加工情報を取り扱う場合にあっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報保護委員会が公表する「レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起」（令和 6 年 12 月 25 日付け及び令和 8 年 8 月 19 日付け）に示されている留意事項等を十分に理解した上で、適切に事務を実施すること。

(2) 本業務の実施に当たり、県が定める個人情報取扱規程を遵守すること。

(3) 本業務を処理するため知り得た個人情報については、個人情報保護法、個人情報保護委員会・厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに県及び対象市町村の個人情報取扱特記事項に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏えいが生じないように措置すること。

- (4) 本業務終了時に、本業務において利用した個人情報については、県又は対象市町村が指定する方法により返還、消去又は廃棄することとし、その日時及び内容等について書面により報告すること。

10 その他

- (1) 受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行に当たって県と緊密に連携を取り、円滑な業務の実施に努めること。
- (2) 本業務の実施に際して、利益誘導を伴う行為は行ってはならない。
- (3) 本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、県及び対象市町村の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。
- (4) 本業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義等については、その都度、県と受託者が協議の上、決定する。